組合員の継続･脱退の手続きについて

当組合の組合員資格は、**退職後も引き続き継続されます**

ただし、再任用職員として勤務されない方で、**お住まいが兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・東京都以外の方は法定脱退**となりますので、脱退手続きが必要です。

また、上記には該当しない場合でも、脱退を希望される方（自由脱退）は、脱退手続が必要です。

脱退手続き

■ 提出書類

「出資金脱退申請書」

※書類は、しょくしんへご請求ください。



出資金の返還

■出資金はご指定の口座に振込みます。

※お支払いする配当金がある場合は、あわせて振込みます。

■振込時期は次のとおりです。

	脱退申請書の受付期間	振込時期（予定）
法定脱退	**～令和 9 年 3 月**	**令和 9 年 7 月頃**
自由脱退	**～令和 8 年 12 月**	

（注）脱退申請書を郵送で提出される場合は、当組合受取日が受付日となります。

【参考】下記受付期間の場合

	脱退申請書の受付期間	振込時期（予定）
法定脱退	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月	令和 10 年 7 月頃
自由脱退	令和 9 年 1 月～令和 9 年 12 月	

その他

■**住所を変更された場合は、その都度しょくしんへの届け出が必要です。**

■ご不明な点は下記までお問合せください。

＜お問合せ先＞
神戸市職員信用組合
総務部
(078)984-0500